## 長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員 増 山 幸 一

同 轟 光 昌

同 寺澤和男

同 小林秀子

包括外部監査分

一块22千皮			亚式22年度世界中沿	
	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
(1) 再委託に関する契約書の記載 に関する問題 (報告書29ページ)	自らが業務を行うことを定めているもの)と、あらかじめ承認を受けた時は再委託を認めると規定している ものがある。 これらの規定の趣旨は、発注者は委託先を信頼して発注するにもかかわらず委託者が自由に再委託 を行えるとすると、発注者の信頼に反して業務の質の低下や責任の所在の不明確化を招いたり、直接	いて指定した主たる部分の再委託については禁止している。その上で、業務の一部を再委託する場合は承諾を得なければならないと規定しているので、禁止した部分については再委託の対象とはならないと判断していたが、ご指摘について、より明確に表現することを検討していく。 また、各担当課が作成する様式にも(一括再委託の禁止)につ	は、契約書の様式は様々であるが、契約課が作成している業務委託の契約書には(一括再委託の禁止)として一括再委託と仕様書において指定した主たる部分の再委託については禁止している。その上で、業務の一部を再委託する場合は承諾を得なければならないと規定しているので、禁止した部分については再委託の対象とはならないと判断していたが、ご指摘について、より明確に表現	
(報告書43ページ)	札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識できないので、その意味で競争性が確保されているからという理由である。 一般競争入札は、広く公告をして入札希望者を募集するもので、一般競争入札において入札者は、当初は他に入札者があるかどうかを知るよしもなく、通常他にも入札者があるであろうと予想し、これと競争する意思をもって入札に参加していると考えられるので、たとえ1人だけの入札でも入札に必要な競争性は失われていないといえるはずである。 にもかかわらず、条件付き一般競争入札の場合に入札参加者が1者の場合は競争性が確保できないとして入札を中止しながら、一般競争入札に比べ競争性が劣る指名競争入札においては入札参加者が1者の場合でも競争性が確保されているとして入札を実施するのは理論的に矛盾している。整合性の	が1者のみの場合であっても入札を執行している。これは、入札 参加者は開札時点まで入札参加者が自分ひとりであるとは認識 できないので、競争性が確保されているからという理由である。 物品及び業務委託契約については、条件付き一般指名競争 入札において入札参加者が1者のみの場合は入札を中止しているが、ご指摘のとおり、1者のみ参加の入札であっても競争性が確保できること、また、物品及び業務委託契約に係る指名競争入札との整合性及び工事入札との整合性を図る必要があるこ	12月に工事入札についてのみ、会場入札に変わる期間 入札を採用した時点から、条件付き一般指名競争入札に おいて入札参加者が1者のみの場合であっても入札を執 行している。これは、入札参加者は開札時点まで入札参 加者が自分ひとりであるとは認識できないので、競争性が 確保されているからという理由である。 物品及び業務委託契約については、条件付き一般指 名競争入札において入札参加者が1者のみの場合は入 札を中止しているが、ご指摘のとおり、1者のみ参加の入	<u>-</u>
	当該工事と「合冊入札方式」が可能な工事で、長野市請負工事審査委員会が別に指定したものに限られているため、依然として多くの工事が随意契約で行われている。試行基準は試行当初の状況を反映したものであり、現状では試行開始から時間も経過しており、この試行基準では肝心の市長部局と地方公営企業との合冊入札に対応できない場合が多いと考えられる。試行基準を要領等にするとともに、現	現在、他都市の状況を調査しているところであり、市長部局と地方公営企業との発注機関の異なる合冊入札方式の導入等について、先進事例を参考に試行基準の見直しを含めて検討していく。		2

	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
5. 戸隠支所 (1) 国補災戸隠折橋下楠川線(下 楠川その5地区)災害復旧工事 ○変更契約事務に関する契約規 則と実務の不整合(報告書75ページ)	ているが、平成22年3月31日付けの変更契約には反映されていない。 契約規則では、契約の内容を変更しようとするときは、5日以内に変更契約書を作成し、又は変更請書を提出させるものとする旨が規定されている。契約規則に照らすと、平成22年3月12日に行われた変更の工事施工協議についての変更契約が平成22年7月に行われているのは違反ということになる。	の変更契約における「契約規則」と「契約の手引き」の運用的乖離については、契約の手引きについての周知・徹底が不足していたことが原因であったため、契約金額の増減又は履行期間の伸縮を必要とするときは、契約者と協議のうえ定めたときに変更通知書を送付し、通知日から5日以内に変更契約を締結するよう職員に指導することで改善を図った。また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究し	平成23年12月1日以後に変更する契約から、契約規則 第43条第2項に「ただし、工事の請負契約又は工事に係 る測量、調査、設計、監理等の委託契約の変更で、その 変更の内容が軽微なものについては、この限りでない。」 旨を加えると共に、「長野市建設工事等設計変更及び契	
7. 財政部収納課 (1) 市税口座振替依頼書作成・封入封緘業務委託 ○業者の見積りどおりの積算(報告書80ページ)	この業務委託契約は随意契約であり、随意契約理由にもあるとおり業者が特定されているため、収納課においてはその随意契約先である株式会社電算1社のみから積算のための見積書を徴し、設計額を算定している。 そのなかで、当該業務委託中の各市税口座振替依頼書印刷費・折り費に関して、平成20年度から平成21年度にかけて業務単価が率にして約8%上昇している。 その上昇理由に関して、特段の業者との折衝であるとか印刷業界の相場水準を確認しないまま随意契約先である業者見積りのみを拠所とした積算は問題である。 最低限、長野市側での積算の段階において業界相場に適した積算であるかどうかを検証すべきである。	と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図る。	業者見積りどおりの積算については、23年度は4月1日契約締結のため、事前に契約準備を行ったことから設計額に他社見積との比較検討の反映が間に合わなかったが、平成24年度予算策定から他社からの見積りを徴収し業界の相場水準を把握することにより、業界相場と比較可能な設計額の積算を行うよう改善を図っている。	収納課
(2) 督促状封入封緘業務委託 ○成果及び必要性の検討 (報告書81ページ)	この督促状に関する封入封緘の見積数は月によって封入封緘数が大きく変動する。具体的には4、5月の見込数量はそれぞれ100件である(実数量もほぼ同数である)のに対し、6月は見込数量37,000件弱と一気に跳ね上がる。このように、過渡期と閑散期の格差が大きいケースについて、すべて業者委託することはかえって非効率である。見込件数の月別状況を確認すると、4月100件、5月100件、10月300件、12月300件となっており、その他の月は見込件数が10,000件を超える。よって、この4つの月に関しては業務委託することなく、担当課である収納課で実施すべきである。※この指摘事項に関しては、収納課より平成23年度より改善する旨の報告を受けている。	おいて、4、5月は契約から除き、10月、12月についても収納課で実施する予定である。	成果及び必要性の検討については、23年度業務委託 契約において、4、5月は契約から除き、10月、12月についても収納課で実施した。	収納課
12. 保健福祉部保育家庭支援課 (2) 長野市子育てガイドブック ○版権の帰属の問題 (報告書101ページ)	この契約について、随意契約理由のポイントとなっている平成16年度に行われた業務委託に関する契約については、以下のとおりとなっている。 (契約の表、入札経過表等は省略)業務委託契約書には、その第6条において、下記のように規定されている。 乙(受注者)は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係るこの著作権を当該著作物の引渡し時に甲(長野市)に無償で譲渡するものとする。以上の事実から判断すると、受託者は長野市からこのパンフレット作成に関する企画デザインから印刷製本まで一連の業務を受託し、成果物を長野市に納入する契約を交わしており、業務の結果生じた著作権は著作物引渡しと同時に長野市に帰属するということであると解することができる。しかし、この無形財産である著作権の権利は長野市に帰属することが明確であるものの、オフセット印刷に欠かせないいわゆる版そのものの所有権はいずれにあるのかは明確にされていない。(中略)初版に関する業務委託の入札を低額にして落札し、その後の再版を随意契約で受注できれば受注業者は再版の業務を請け負うたびに競争入札における競争の禊ぎを受けずに業務を受注することができる余地を与えてしまう。さらに、後述の表に記しているが、初版の際の契約単価に比べ、6年が経過した平成21年度の契約単価指数は1.12となっており、請負人において版制作費用がかかる初期段階の費用を後の随意契約によって事実上回収しているとも解釈できうる状態となっている。このような事態を回避するには、①今後初版の際に作成される当該中間生成物の所有権を長野市に帰属させることを前提とした仕様とし、その前提で積算を行い、その後の再版時にも原則である競争入札での契約が可能な取扱いをするか、②中間生成物の所有権は業者に帰属するとする場合で再版時にやむを得ず随意契約となる場合には、初版の際に作成される中間生成物の預算金額を把握しておき、再販時には初版の時に比べて中間生成物の積算金額相当額が節減されていることを確認するか、どちらかが必要である。また、随意契約においては他者の競争がないため、競争入札の場合の競争性に代替する手段として競争入札における平均的な落札率を設計額に乗じた予定価格を設定するなどの措置が必要である。		平成24年度版長野市子育でガイドブックから、版権の帰属について仕様書の中で規定することとした。なお、今年度からは、競争入札での契約とした。	保育家庭支援課

	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
<ul><li>②) 長野市子育てガイドブック</li><li>○随意契約とする理由についての 検討が不十分である問題</li><li>(報告書103ページ)</li></ul>	当該業務の積算に当たり、担当課では第2版作成時より業者見積における単価から一定額の減額を行うなどの方法で積算しており、随意契約によって平成21年度まで増刷しながら現在に至っている。初版から平成21年度までの推移概要は以下のとおりである。 (表省略) 平成21年度の契約単価は過去6年度中最も高額であり、随意契約理由にある「単価を抑える」結果に結びついていないように思える。 ただ、単価上昇については、今回の当該パンフレットのページ数の増加や作成部数が1,000部減少していること、印刷用紙の価格上昇が想定されることといったそれを裏付ける背景があることも事実である。 しかし、担当課での積算した単価というのは、そういった諸々の状況を検討して設定した単価でなければならない。これは長野市契約規則第12条②に、予定価格を定める場合は、あらかじめ仕様書、設計書、物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して、適正に定めなければならないとされている。 「単価を抑えるため、原稿の版を持っている業者と随意契約したい。」というのが、随意契約の理由の一つになっている以上、原稿の版を業者が持っていることによる節減額可能額を把握し、市の主導で積算金額に反映させる必要がある。		平成23年度版長野市子育でガイドブックから、競争入札とした。	保育家庭支援課
18. 環境部清掃センター ② 焼却施設焼却業務委託 ○仕様書と整合しない積算 (報告書125ページ)			焼却施設焼却業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うため、平成24年度予算計上分から、積算方法を他全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更をした。これにより、業務委託積算時における資格要件や人員配置根拠について明確化され、実態に沿った積算となる。	清掃センター
	(中略) しかし、下記については問題があると考える。(以下、一部略) <法定外福利厚生費>社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚	の比較検証を行う必要があるとのことついては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。ついては、従来の方式では検証が困難なことから、従来の方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による積算方法へ変更することにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。なお、今後は委託業者から見積もりを徴し、比較検証を行う。	い項目が含まれているかどうか未検討であること及び業者 見積を徴しての比較検証を行う必要があるとのことついて は、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当につ いて照会したところ、支出のない項目があることは確認で きたが、本給に対する支給率や金額については公開でき ないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はで きなかった。 ついては、従来の方式では検証が困難なことから、平成 24年度予算計上分から、焼却施設焼却業務委託に関す	

	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
3) 資源化施設運転業務委託 ○仕様書と整合しない積算 報告書128ページ)	本業務委託に関して、直接人件費相当部分の積算方法は役職別配置人員に平成19年度行政職給与表を引用した月額給与額を乗じて算出されており、具体的な役職別配置人員は総括1名、副総括2名、主任2名、技能員19名、技能員24名の合計18名である。これに対し、実際の配置人員は総括1名、次長1名、班長4名、班員12名の18名となっている。この上記表上の「総括」「副総括」は明確なものの「主任」「技術員1」たる役職が実際には不明確である。また、当該業務委託に関する仕様書には第7条に人員配置に関する規定はあるものの、その資格要件等の記載がないため何をもって役職を定義づけるかも不明確である。金額的な影響は極めて僅少であるが、仕様上の資格要件は責任問題上重要であるし、その資格に見合った人件費積算も重要であるので、明確な仕様とそれに伴う実態に沿った人件費積算を行うべきである。	資源化施設運転業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うことにより、平成23年度は委託契約済みのため平成24年度から改善を図る。	資源化施設運転業務委託の仕様書と整合しない積算については、役職についての資格要件と職務内容を明確にして、実態に沿った人件費積算を行うため、平成24年度予算計上分から、積算方法を(他)全国都市清掃会議発行の廃棄物処理施設維持管理業務積算要領に基づく方法に変更をした。これにより、業務委託積算時における資格要件や人員配置根拠について明確化され、実態に沿った積算となる。	清掃センター
3) 資源化施設運転業務委託 ①積算単価に業者に関係ない項目が含まれているかどうか未検討である問題 「報告書129ページ)	本業務委託は随意契約であり、その性格上今後もその形態が継続すると見込まれる。確かに特殊かつ危険を伴う業務であるから、それに見合った十分な積算が必要であるが、反面競争原理が働かずその落札率が高率となることを鑑みても、その業務に関する積算は経済性の観点も十分考慮してなされる必要がある。(中略) しかし、下記については問題があると考える。(以下、一部略) 〈法定外福利厚生費〉社会通念上これだけの福利厚生費が必要であるかどうかは極めて疑問である。また、当該業務委託が今後も随意契約によって上記業者が受注し続ける以上、当該業者の福利厚生関連規定がどのようになっているかも全く未検証では問題である。 〈退職金〉担当課では同社の退職金規定や水準の検証をしていないとのことである。法定外福利厚生費同様、過剰支払いとなっている可能性もあるので、少なくとも同社の退職金に関する状況調査等をし、その情報を基にした積算をすべきである。 〈通勤手当〉通勤の実態は検証可能であるから、実費相当額での検証が必要である。原則として毎年度の積算が必要である。もし仮に過去の積算した状況と比べて変化がなく過去の積算を引用するのであればその変化がないことについて確認事績を残す必要がある。 〈業者見積の未徴収〉本件に関しては業者見積を徴さず、長野市独自の積算となっている。しかし、特に清掃センター積算基準における共通費(一般管理費等)の積算について、長野市積算額と業者見積額との間に金額的な乖離がある場合もあり得るので、基本的には随意契約であっても業者見積を徴し、長野市積算額との比較検証を行う必要があると思われる。	に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、 支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給 率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 ついては、従来の方式では検証が困難なことから、従来の方式から清掃センター積算基準にもある「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領(社団法人全国都市清掃協議会編集)」による	い項目が含まれているかどうか未検討であることについては、委託業者に福利厚生費、退職金及び通勤手当について照会したところ、支出のない項目があることは確認できたが、本給に対する支給率や金額については公開できないとの回答であり、委託業者からの情報による検証はできなかった。 ついては、従来の方式では検証が困難なことから、平成24年度予算計上分から、資源化施設運転業務委託に関	清掃センター
20. 産業振興部観光課 4) エムウェーブ人工芝巻取減速 幾オーバーホール業務委託 ○成果および必要性の問題 報告書137ページ)		連合会)があるため、平成21年度は動作性能を維持する最低限の整備を行ったもの。 しかし、今後、安定して継続使用するためには、大規模なメンテナンスが必要なので、平成25年度をもって廃止の方向で指定管理者と調整したい。利用者に対しては、廃止の方向を説明し	クラブ連合会)があるため、平成21年度は動作性能を維持する最低限の整備を行ったもの。 しかし、今後、安定して継続使用するためには、大規模	

指摘事項		平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
24. 建設部維持課 (2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託 ○業者の見積りどおりの積算 (報告書153ページ)		長野市の清掃エリアにはエスカレーターが4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動(5時30分)、停止(0時30分)を行っている。 このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務することで、他の事業所から職員を派遣する場合より見積額が兼価であると判断し、積算単価を決定したものである。 平成24年度は、3業者からの見積もりを徴収し、積算単価の決		維持課
(2) 長野駅東口駅前広場他清掃管理業務委託 ○ 随意契約理由として妥当でない問題 (報告書155ページ)	すでにJR東日本が同社に清掃委託をしており、それぞれ一体をなす人工地盤及び東西連絡地下道、東西自由通路の清掃を同社に委託することにより効率的な清掃管理が行うことが見込まれる。」という理由である。JR東日本と長野市の清掃管理区分が明確であるなかで、たとえば双方にまたがる形で清掃対象物がある場合、清掃業者がそれぞれ違ってしまうと厳密には自己の管理区分を超えて清掃することができないといった問題は発生しなくなるというのである。また、通勤時間終了後の午前11時頃から午後の間に当該管理区分を汚される事態がたびたび起こっているとのことであり、長野駅が県庁所在地の玄関口の駅であることから、長野駅に詰所のある清掃業者がタイムリーに対応できる利点は考慮する必要があるかもしれない。	長野市の清掃エリアにはエスカレーターが4基あり、列車の運行と合わせ、毎日始動(5時30分)、停止(0時30分)を行っている。 このことから、長野駅に詰所を持つ業者が業務することで、他の事業所から職員を派遣する場合より兼価であると判断し、随意	平成24年の業務委託について、委託内容を精査し、委託方法を競争入札とすることで改善を図った。	維持課
(3) 自動昇降機保守点検業務委託、長野駅東口駅前広場他昇降機保守点検業務委託、信濃吉田駅南北自由通路昇降機保守点検業務委託 ○業者の見積もりどおりの積算(報告書157ページ)	業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者の見積りのとおりでは問題である。	緊急停止時等の対応、部品確保を考慮したため、メーカーの 見積もりを積算単価としたものである。 平成23年度、他市の状況など調査し単価決定方法を検討す	カー管理センターによる緊急対応を行っており、また、修	維持課

	指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
26. 駅周辺整備局 (1) 長野駅東西自由通路清掃業務委託 ○業者の見積りどおりの積算 (報告書161ページ)	積算は随意契約先業者の積算用に徴した見積書のとおりに設定されている。 業務の性格等から、随意契約として委託先業者が特定されることはあっても、その積算価格まで業者 の見積りどおりでは問題である。 他部署では、随意契約であっても業者提示の見積書をもとに積算価格を検討し、業者提示見積書価格と比較して相当の減額をした金額をもって積算価格としているケースも存在する。 したがって、担当課の積算担当者は、積算する業務委託の内容を把握し、同種の業務委託事例が庁内にあるならば情報交換をするなどして積算価格を設定すべきである。	このため今後の委託の発注においては積算価格を設定すべく、全国的な統一単価や、JRとの契約内容との差異など、より詳細なデータを調査のうえ実施する。	の状況を調査したところ、業務内容や面積、材質等の違いがあり一律の比較は難しく、一概に言えないが、本市の作業内容、価格ともに標準的と感じた。受託事業者の見積りに関する調査では、本市の場合、自由通路をJRと区	駅周辺整備局
34. 上下水道局下水道建設課 (3) 犀南3号系汚水準幹線外工事 ○変更契約事務に関する契約規 則と実務の不整合 (報告書200ページ)	「契約の手引き」は内部的な手引きにすぎず、その記載が契約規則の規定と対応していないことは問題である。契約課から入手したデータ(建設工事100万円以上)を集計した結果、たとえば上下水道局の建設工事235件のうち147件、60%以上について変更契約がなされ変更契約増加額は214百万円であり、契約実務において契約変更が多く行われていることが把握される。このような状況において、契約規則の規定と実務の扱いとが乖離している現状を放置するのは問題であるので、たとえば実務を考慮した設計変更事務取扱要領を制定し、契約規則の定めと「契約の手引き」で記載されている実際の設計変更手続きが整合するようにする必要がある。	判る書面である工事内容の「変更通知書」が事実上の協議として、その通知書の通知日から5日以内に変更契約を実施することとして改善を図った。 また、設計変更事務取扱要領の制定については、今後研究し	第43条第2項に「ただし、工事の請負契約又は工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託契約の変更で、その	契約課 下水道建設課